

各位

事務局外発7の第12号

2013年2月27日

東京大空襲訴訟原告団

団長 星野 弘

最高裁判所宛ての

署名と空襲体験・最高裁への訴えをお寄せ下さい！

日頃、東京大空襲訴訟の闘いにご支援をいただき心より感謝を申し上げます。さて、東京大空襲訴訟は二審も請求棄却で敗訴し、2012年5月7日、出された判決を不服とし、「憲法の解釈に誤りがある」さらに、「憲法違反がある」などの理由で原告77名、弁護団120名余で上告しました。

最高裁での焦点は「戦争被害受忍論」(ガマンせよ)の見直しと、国会の立法不作為(何もしなかったこと)を問うこと、さらに、一夜にして10万人余の庶民を殺戮した無差別爆撃の国際法違反の判断の是非を問うことなどです。

東京大空襲訴訟は、最高裁判所第一小法廷への係属となりました。担当裁判長は横田尤孝裁判官で、広島高等検察庁検事長の経歴があります。裁判官に東京大空襲訴訟の歴史的意義を最高裁判所第一小法廷の裁判官に理解してもらう必要があります。この間の3回の要請行動で署名6,000人、訴え文105通を最高裁に提出しました。

原告団、弁護団、支援する会や多くの皆さんは、この闘いをわが国の将来を平和なものにすることや基本的人権を尊重する国を創る土台になるものと確信しております。

つきましては、署名簿の「3つの要請事項」実現のために、是非とも署名と体験・訴えをお寄せ下さいますようお願いいたします。

記

- 1) 署名用紙と体験などを書き込む用紙と返信用封筒を同封いたします。
- 2) 当面3月14日に提出するために、3月11日(月)までに。
その後も、4月以降の要請行動に提出しますので、ぜひお送りください。
- 3) 3月14日(木)午前11時に最高裁へ提出します。ぜひご参加を。
集合場所—最高裁判所・東門(国立劇場側)午前10時30分集合
〒102-8651 千代田区隼町4番2号 03-3264-8111
- 4) 問い合わせ、送付先
〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4-102
東京大空襲訴訟原告団 TEL/FAX 03-3616-5531

最高裁判所第一小法廷御中

東京大空襲訴訟の上告申立て・上告受理申立て事件について、ぜひ申立てを受理してください。そして民間空襲被害者を救済する内容の判決を書いてください。戦争被害ないし戦争損害は、国民は等しく受忍せよの「戦争被害受忍論」を見直してください。戦後 67 年間も民間戦争被害者のみに、何らの援護もせずに切り捨て放置した国の責任と、国会が救済・援護立法をとらなかったことに対し、立法不作為の責任の有無を求めます。現憲法の平和主義、基本的人権の尊重の基本原理に基づく、日本の新しい未来を築く歴史的な素晴らしい判決を求めます。

私の体験・訴え・願いは以下の通りです。

〔私の体験・訴え・願い〕

2013年 月 日

氏名 (原告・支援者)

住所

最高裁判所 御中

東京大空襲訴訟

最高裁判所に対し空襲被害者の人権を保障する判決を求める署名

〔要請事項は次の通りです〕

1. 民間空襲被害者を救済する内容の判決をすること。
2. 戦争被害ないし戦争損害は、国民はひとしく受忍せよの「戦争被害受忍論」を見直すこと。
3. 本件訴訟を大法廷に回付し、口頭弁論を行うこと。

〔要請理由の骨子は次のとおりです〕

1. 本件訴訟は、1945年の東京大空襲をはじめとする空襲の被害者が、国の責任を追究して損害賠償を求めた集団訴訟です。東京地裁の一審、東京高裁の二審とも原告らの訴えは棄却され、原告らは2012年5月に上告している事件です。
2. 要請理由の焦点の1つは、戦争という国策に起因する国民の損失について、空襲被害者のみ救済が不要であるはずがないこと。2つは、国防義務(徴兵制)や天皇の統帥権(とうすい権の独立)などの規定があった旧憲法的人権感覚に基づく「戦争被害受忍論」は、現憲法上では何らの根拠もなく平和主義、基本的人権の尊重の基本原則と相いれないこと。3つは、民間の空襲被害者のみに戦後67年間も何らの援助もせず切り捨て放置した国の責任と、国会が救済、援護立法をとらなかったことに対し、立法不作為責任の有無の判断を求めます。
3. 最高裁判所は、司法の権威にかけて、いわゆる「戦争被害受忍論」そのものが日本国憲法にそうものかどうか。また、生命、身体の損害も「戦争被害受忍論」の受忍すべき損害に含めるのが相当か、重大な問題を含む事案として、本件を大法廷で取り扱うことを求めます。

最高裁判所は、憲法、人権を守る砦としての役割を十分に発揮され、「戦争被害受忍論」の見直しと、空襲被害者の救済を求めます。

氏名	住所

<連絡先> 東京大空襲訴訟原告団 TEL/FAX 03-3616-5531
〒131-0045 東京都墨田区押上 1-33-4 中村ビル 102
<取扱い団体>